

令和元年 7月 26日

指定給水装置工事事業者各位

安曇野市上水道課長

給水装置工事申請時にお願いしている添付書類について

近年、給水工事申請等の書類を原因とするトラブルが度々発生しております。このため工事店様各位には、状況に応じて意思確認や事実確認のための添付書類の提出をお願いしております。

以下に、添付書類が必要な場合と、対応する書類を記載しますので、ご参照ください。ただし、必要な書類については、申請時の状況によって異なるため、場合によっては追加で書類をお願いする場合がございます。大変お手数をお掛けしますが、ご協力をお願い申し上げます。

同意書が必要となる場合

- ・分家住宅など量水器2次側で分岐する場合・・・水圧低下の同意書（同一所有者であっても）
- ・土地や権利の所有者以外が給水工事の申請を行う場合・・・土地使用・権利使用の同意書
- ・水道権利所有者以外の方が既存水道権利を使用する場合・・・権利譲渡の同意書
- ・減径する工事を行う場合・・・減径に伴う分担金に係る同意書
- ・その他、施主の意思確認が必要と認められる場合

全部事項証明書又は売買契約書（コピー可）が必要となる場合

- ・上水道課が保有する土地の所有者情報と、申請書の申請者名が異なる場合（開発工事による造成地は除く）

公図（コピー可）が必要となる場合

- ・開発工事の竣工書類提出時（間に合わなければ後日でも可）
- ・工事申請時は分筆前だったが、しゅん工書類提出時に分筆が終わっている場合
- ・上水道課が有する土地情報では分筆がされていないが、実際は分筆されている場合

その他注意事項（ただし工事内容にもよる）

- ・しゅん工書類提出時添付する写真の統一・・・最低でもメーター周り、不凍栓周り
サドル取出し時は穿孔時の切片
- ・一次側工事が竣工していないものは書類受付ができない。

安曇野市上下水道部上水道課
課長 横山 友明
管理係長 堀内 直久
管理係 小高 潤（担当）
電話：0263-71-2268（係直通）
FAX：0263-72-3176